

國學院大學學術情報リポジトリ

岩倉具視の国葬と神葬祭

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-10-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 半田, 竜介 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001040

岩倉具視の国葬と神葬祭

半田 竜介

はじめに

本稿は明治十六年に執り行われた岩倉具視の国葬と、神葬祭（神道式の葬儀）との関わりについて祭式の側面から検討するものである。最初に本稿で検討の対象とする「国葬」について、『国史大辞典』（大久保利謙の筆）における定義から確認したい。それによれば、国葬とは「国の儀式として国費で行う葬儀」のことで、「（一）天皇およびその一家の葬儀で、国政上当然行うもの」と「（二）国家に偉勲ある者に対して特旨により行うもの」との二種類があることが分かる。いずれも明治以降に始まったものであり、大正十五年十月二十一日に「国葬令」が制定されるまでは、特定の法令はなく、その都度、官報で国葬を執り行う旨が告示されていた。そして、「（二）の特旨（天皇の特別の思召し）による国葬の嚆矢とされているのが、明治十六年七月二十五日の岩倉具視の葬儀である。

この岩倉の例をはじめ、近代の国葬については、近年、宮間純一氏や前田修輔氏が注目し、その研究成果を公にしている。¹とくに宮間氏は、明治初年から明治二十四年の三条実美の国葬までの政府要人・皇族（功臣）の葬儀に対す

る国家関与について、関連事項を含めて整理・検討することで、「功臣」の葬儀における公私の性格の移り変りを明らかにし、国葬の成立過程を考察している。その中で岩倉の国葬についても、その前例となる大久保利通の「准国葬」との比較を通じて詳細に検討している。また、神葬祭についても近年、『葬祭略式』の分析を通じて明治前期における神官教導職と神葬祭との関わりを考察した大番彩香氏の研究が出ている。⁽²⁾ 本稿では、これらの業績に負いつつ、とくに神式で斎行された岩倉の国葬の祭式と、大久保の准国葬の祭式、そして当時の神葬祭の祭式とを比較することで、岩倉の国葬の特徴を抽出し、当該期の国家と宗教の関係性の一端を示したい。⁽³⁾

一、大久保利通の准国葬

本節では岩倉具視の国葬の前史と位置付けられる、大久保利通の葬儀（以下、宮間氏の研究に倣い「准国葬」と表記する）について扱う。⁽⁴⁾ 『明治天皇紀』には大久保の葬儀に関し、「其の葬儀之れを国葬に準じて行ひ」とあり、大久保の伝記である勝田孫弥『大久保利通伝』にも、「当時、未だ国葬の制なかりしと雖も、葬礼の事務は悉く宮内省に於て取扱はれ、会葬者は皆大礼服を着用し、乃ち後の国葬の端を開きたるものなりき」と評価されている。⁽⁵⁾ また、国葬に関する史料として本稿で主として参照している国立公文書館・内閣文庫『国葬等に関する文書』に近代の国葬に関する史料として「贈右大臣正二位大久保利通送葬略記 乾・坤」が所蔵されていることは、大久保の葬儀が岩倉の国葬の前史として認識されていたことの傍証といえよう。

さて、参議兼内務卿だった大久保利通が亡くなったのは明治十一年五月十四日のことであった。⁽⁶⁾ 午前八時三十分、赤坂仮御所に置かれた太政官に向かう途上、紀尾井坂にて石川県士族・島田一郎らの凶刃に倒れたのである。遭難の知らせが伝わると、政府関係者は麴町の大久保邸に集まり、事後対策にあたった。明治天皇は侍補・元田永孚の進講

を受けていた折に遭難の一報に触れ、即刻、侍従・富小路敬直を大久保邸に派遣し、事実確認をした。訃報を知った明治天皇は、「深く震悼あらせられ」た⁷⁾といい、弔問の勅使として宮内卿・徳大寺実則を御差遣。また翌十五日、明治天皇には式部助・丸岡莞爾を差遣なさり、大久保に右大臣・正二位を追贈され、祭案料として金五千円を下賜された。葬儀の準備には、同郷の陸軍中将・西郷従道、同・大山巖と、大久保の後任として内務卿となった伊藤博文があたった。葬儀・祭主・副祭主・祭文・伶人などの葬儀万端については、十四日、まず東京府社日枝神社祠掌で教導職権中講義の千勝興文が大久保邸に招かれて審議された。また墓所に関しては青山墓地に決し、墓地の買い上げがなされた。なお、この千勝家は近世以来の日枝神社の祀職で、明治四年五月の世襲制廃止と、日枝神社の東京府社列格に伴い禰宜職を罷免されたのち、改めて祠掌に就任した人物であった⁸⁾。世襲制廃止により旧社家の多くが日枝神社から離れることとなったが、千勝興文は明治二十三年に病により依願退職するまで日枝神社で奉仕を続けている。この千勝を招いての審議を経た結果、祭主には権大教正の平山省斎が選ばれる。その後、十四日の内に祭主の平山が大久保邸に来て、葬儀万端の相談がなされ、神具司の高田茂が棺をはじめ祭事に関する品々を調達することなど諸事の準備が進められた。なお平山以外の祭員には、副祭主に中教正・神田神社祠官の本居豊顕、他に千勝興文、神田神社祠掌の木村信嗣、日枝神社祠掌の熊野吉隆らが選ばれている。

祭主として選ばれた平山⁹⁾は、嘉永四年に徒目付に就任したことを機に幕政に携わるようになり、次第に外交手腕が認められ、函館奉行支配頭・外国奉行・外国総奉行などを歴任し、外国との交渉に活躍した人物として知られる。維新後は、神職・教導職の道を進み、大久保の葬儀のあった明治十一年五月当時は、官幣大社氷川神社宮司兼東京府社日枝神社祠官で権大教正という立場にあった。維新後は神道界に進み、直接的には政治に関わることはなくなっていたが、宍戸磯（安積良斎の同門。明治十一年当時は元老院議員）など幕末に培った人間関係は維新後も続いていたと

みられ、井上順孝は、平山の「行動決定には、常に維新前の人間関係が関与し、厳密に言うなら、政治の世界に半分足を突っ込んでいた」⁽¹⁰⁾状態と指摘している。

平山が祭主に選ばれた理由を、「贈右大臣正二位大久保利通送葬略記 乾・坤」では明記していないため、以下は推察に過ぎないが、まずは、東京府社日枝神社祠官という墓所の青山墓地と地理的に近かったことが起因している可能性がある。また、大久保の准国葬に際しては、英国特命全権公使パークスや米國特命全権公使ビンガムなど各国公使や書記官が参列しており、外国を意識した国家儀式として執り行われている。そして宮間氏が紹介するように、准国葬の執行にあたり、葬儀全般を取り仕切った伊藤博文は参列者の服装（大礼服）に関して外国に照会しており、居留地新聞では大久保の遭難を大きく紙面を割いて報道している。まさに宮間氏が「政府は、大久保の葬儀を国葬に准ずるかたちで執行することで、反政府分子への牽制とし、大久保の死によって政府が何ら揺らいでいないことを広く示したのである。（中略）それは外国の視線を意識したものである」と指摘するように、政府の要人である大久保が遭難したことから、政府としては外国に対し国内の治安の維持を示す必要があり、葬儀に際してはその視線を強く意識して盛大な規模のもとに挙行したのである。そのような背景を鑑みるに、准国葬という国家儀式において、幕末に外交に従事してパークスなども折衝した経験を有し、外国公使の知名度の高かった平山が祭主に選ばれたのはなからうか。

それでは、ここで大久保の准国葬の祭式について確認したい（なお大久保の葬儀に際しては馭者として巻き添えになった中村太郎の葬儀も行われているが、ここでは略す）。葬儀の形式については、五月十五日に祭主の平山より提出があった。それによると、「御霊移式（五月十五日）」「発葬祭・御葬所祭（五月十七日午前十一時）」「霊祭（五月十七日午後八時三十分）」の次第で執り行われたことが分かる。この大久保の葬祭について、教導職東西部管長の千

家尊福・近衛忠房両名の名で明治五年に出された神葬祭の次第を示した『葬祭略式』¹²と比べると、まず『葬祭略式』では遺骸を棺に納めた後、「喪主柩前に向ひ、靈主を前に置き、再拜拍手して其靈を靈主に遷さむ事を告ぐ」とあり、葬儀のはじめには靈主（靈璽）への遷靈をおこなうものとしている。大久保の場合も、葬儀の初めに「御靈移式」がおこなわれる点、共通している。また発葬祭や靈祭についても、出棺・靈祭を定める『葬祭略式』と共通点を見いだせる。『葬祭略式』についてはこれまで、多くの先行研究でも指摘されているように、神葬祭をめぐる解釈には多くの異同があったことから最小限の必要事項のみを定めた書物とされている¹³。また近年では『葬祭略式』の草案の分析を通じ、同書はあくまで喪主が執行する自葬の葬儀形式を指南した書であり、神職が祭主（斎主）として葬祭を執行する場合には、『葬祭略式』を基にしつつ、補説した神葬祭を考案していった（神道諸派の神葬祭式書の作成）との大番彩香氏の指摘も見られる¹⁴。神葬祭をめぐる異同に関して、例えば遷靈については、慶応元年に刊行、明治四年に増訂版も刊行されて、当時、広く流布していたと思われる古川躬行『喪儀略』¹⁵では、「病おもくして死になんく」とせば、内外を静にして、遺言あらばこれを書し、予て靈璽を造れ。かくて氣息たへぬべき際にいたらば（中略）靈璽を案上に置き、筆硯を具へて病状にいたり、度みて其姓名を靈璽に墨書し（中略）病者にむかひて、其靈を靈璽に遷さん事を、微音にもうすべし。」と記し、臨終の前に遷靈を行うべきと勧めている。このように一つ一つの行事に關しても認識の差異があったことから、『葬祭略式』はあくまで雛形としてまとめられたのであり、大久保利通の准国葬においても、その『葬祭略式』に準じつつも、「御葬所祭」が営まれるなど変化が見られるのである。

二、岩倉具視の国葬—斎主の動向を中心に—

明治十六年七月二十日、岩倉具視は食道癌のため、数え年五十九でこの世を去った¹⁶。その訃報は、富小路政直の長

男で、具視の養子であつた具綱（具綱は一時家督を承けるも、具視死去の翌年には具視実子の具定に家督を譲る）の名で、太政大臣・三条実美宛てに「薨去御届」を以て伝えられた。明治天皇・昭憲皇太后には、兼ねてより病床にあつた具視を見舞うために岩倉邸に行幸・行啓をされており、死去前日の十九日にも明治天皇は危篤の岩倉のもとを訪れていた。病状の悪化により身を起すことも困難であつた岩倉はただ合掌して明治天皇に謝意を示し、その姿をみた天皇は流涕されたという。訃報が侍従の万里小路通房をして伝えられると、天皇は深い哀悼の念を表され、三日間の廢朝と、陸軍・海軍・司法の三省に命じて死刑の執行を三日間停止された。そして、「前右大臣薨去ニ付 特旨ヲ以テ葬儀御用掛ヲ置キ葬儀ニ関スル一切ノ事務取扱被 仰付候條此旨相達候事」との特旨が岩倉具綱に伝えられた。葬儀には官費が支出され、臨時の組織として設置された葬儀御用掛によつて手配が進められた。国民に対しては、官報をもつて岩倉の薨去、そして葬儀の予定などが発表されている。また、二十三日には掌典・橋本実梁を勅使として派遣し、太政大臣の位を追贈。その誄辞のなかには「朕幼冲ニシテ昨ニ登リ一ニ匡輔ニ頼ル啓沃誨ヲ納ル誼師父ニ均シ天憇遺セス曷ソ痛悼ニ勝ヘン¹⁷」とあり、明治天皇の岩倉に対する信頼の篤さが窺える。葬祭の前日二十四日には皇太后・皇后より祭棗料三千円が出され、葬祭当日、天皇には侍従・富小路敬直を、英照皇太后には宮内権大書記官・足立正聲を、皇后には皇后宮亮・児玉愛次郎を使いとして墓所に差遣し、代拝させている。ちなみに、この祭棗料下賜と勅使派遣も大久保の准国葬での対応が参考とされている。

葬儀事務を担当した葬儀御用掛には宮内省・太政官・式部寮・外務省などの官員が就任し¹⁸、埋葬が終了するまでに従事した（事務所は華族会館に設置）。官庁別の職掌は以下の通り。

◎宮内省 「墓地葬穴幄舎花表見張所伎垣燈籠伎建物等一切ノ事」「棺槨靈輿銘旗墓誌石墓標造花梓紅白旗建礼一切

ノ事」「神饌ノ事」「葬場取設一切ノ事」「齋主副齋主祭官衣冠并白張等調製ノ事」「諸賄向弁当等ノ事」「諸營繕向幕張伎建物建札等ノ事」「馬車ノ事」「人夫雇入ノ事」「道路修繕等ノ事」「椅子テーブル盥水桶柄杓草履草鞋等ノ事」「筆墨紙等ノ事」「会計向一切ノ事」

◎太政官 「諸上申往復等ノ事」「活版印刷等ノ事」「墓誌撰定ノ儀重野安繹へ談合ノ事」「齋主副齋主等へ内達ノ上御達取計ノ事」「葬儀日時等上申三職諸官省其他へ通知并会葬人員問合取調等ノ事」「儀杖兵差方東京鎮台へ照会ノ事」「半旗吊砲等取調陸海軍へ照会御達等ノ事」「勲章ヲ行列中ニ捧持ノ儀取調ノ事」「費用金額上申ノ事」「軍楽隊差出方陸軍へ照会ノ事」「服制等教義取調ノ事」「記録ノ事」

◎式部寮 「御霊移棺前祭并葬場等諸式ノ事」「行列ノ事」「誄ノ事齋主打合ノ事」「伶人ノ事」

◎外務省 「外国人ニ対スル諸往復取扱一切ノ事」

葬儀御用掛によつて早速、葬儀日時を二十五日にする¹⁹ことと、墓地を品川の曹洞宗寺院の海晏寺にすることが決定。同寺には、明治十二年三月、具視の長男・南岩倉具義の遺骸が神葬祭にて埋葬されており、岩倉家の菩提寺だったと思われる。二十一日から始められた墓地の工事は、夜中には篝火を焚いておこなわれ、完成は葬儀当日になったという。また、祭員の人選も進められた（任期は五十日祭の齋行まで）。齋主に神道大社教（現・出雲大社教）管長で大教正の千家尊福、副齋主を権大教正の本居豊顕、地鎮祭ならびに出棺後の清祓の担当として肥後熊本新田藩の最後の藩主で権中教正だった細川利永が選ばれた。その他の祭員の人選は千家と本居とで進められ、翌日二十一日には、本居の名で、祭官任命が葬儀御用掛に届けだされている。

ここで、この岩倉の国葬で千家が齋主に選ばれた背景を検討してみたい。当時の政府官員の中には教導職に対して、

「教導職ノ儀ハ一ノ職務ニテ六級已上ハ華族ノ上ニ被列候儀ハ既ニ宮内省ニ於テ伺定ノ儀モ有之去ナカラ其教導職ナルモノ多クハ士民中ニ出テ、稀ニ華族ニ出ルモノアルノミ平素ノ交際ニ於テモ華族ノ上ニ立ツモノ実ニ稀少ナリ」との見解を有し、教導職の出自や平素の交際に対して必ずしも好意的には思われていない節があったようである。そのなか、千家尊福は出雲国造という名家の出身で、明治四年十二月には華族に列し、従五位に叙している⁽²⁰⁾。父・尊澄より家督を承けた後の明治十三年五月十八日には従四位に叙せられていたが、明治十五年一月二十四日に内務省達「神官教導職分離・葬儀不関与」が出されたことで、官司職を弟・尊紀に移譲。「経国治幽ノ神意ヲ奉シテ皇基ノ隆昌ヲ規画シ、天賦ノ良性ヲ開達シテ教化ノ美風ニ万世ニ伝播セント欲スル」との決意をもって神道大社派を立て、管長に就いた。そして岩倉の国葬の翌年のことであるが、十七年に華族令が制定されると男爵を授けられている。のちに尊福は元老院議員・貴族院議員・静岡県知事・東京府知事などを歴任し、同四十一年には司法大臣に就任し、大正六年には正二位まで昇階している⁽²¹⁾。大久保の准国葬で祭主を務めた平山省齋とは経歴は全くことなるものの、神社界・神道界に限らず、政治・社会的にも有力な存在だったことから、国家儀礼である国葬の齋主に選ばれたのではないだろうか⁽²²⁾。

なお、ここで疑問となるのが、大久保利通の准国葬で祭主を務めた平山省齋も明治十六年七月当時、氷川神社官司・日枝神社祠官を辞して教派神道の大成教管長となっており、教派神道管長という立場では千家と同じであった点である。政界との繋がりをする人物としては平山が齋主であつてもよさそうなのであつたが、千家が選ばれたのは何故であろうか。明確な理由を記す資料は管見には及んでいないが、恐らくは神葬祭を執り行う教派神道組織としては大成教に比べて大社教がより有力であつたことが想定される。例えば、明治十四年十二月三日に神道事務局は出雲大社教会を一等とし、直轄教会としたが、「直轄教会規則」によれば、直轄教会の資格を有するためには、講社五万人を以て結成したもので、社中五千人以上を神葬祭となしたものの、かつ資本金五千元以上を収納したものであるという条件

があり、大社教の前身である同教会が神葬祭の奨励活動を行い、それが当時の社会で広く普及していたことが分かる。このような教団としての神葬祭普及の取り組みも相まって、大社教、延いては千家尊福が齋主に選ばれたのではなからうかと考えている。⁽²³⁾

ちなみに、副齋主となった本居豊顕も大社教との関係の強い人物である。本居は明治六年以来、約二十年間に互り東京府社・神田神社の祠官となるが、同神社の祭神が大穴牟遲神（大国主命）であったことが大社教と結びついた一因とされている。⁽²⁴⁾ 神田神社祠官在任中の明治十一年一月十一日には出雲大社教会の出張所が同神社社内に設けられ、その初代所長となっている（出張所はその後、麴町に移され、明治十六年五月に「大社教東京分祠」と改称された）。祭神論争においては、全国の神職に「神道事務局保護方之檄」という神道事務局神殿における大国主神表明合祀の可否を問うた檄文を送るなど、東京における出雲派の中心人物として動き、さらに十八年五月十九日には大社教の副管長に就任し、千家尊福に次ぐ立場となる。⁽²⁵⁾ なお、海晏寺で行われた岩倉の一年祭では本居が齋主を務めている。⁽²⁶⁾

さて齋主就任の翌日、二十一日には千家尊福より葬祭次第書が提出され、会葬者への配布用に三百部が印刷された。会葬者への周知徹底のため、『東京日日』『明治日報』『時事新報』などの新聞に会葬者が心得るべき事項が掲載された。例えば『明治日報』には雑報欄に「会葬者心得」を載せ、会葬者の服装を細かに説明し、当日の遺漏なきよう注意を喚起している。⁽²⁷⁾

次節では、具体的に岩倉の国葬の葬儀形式を見ていきたい。

三、岩倉具視の国葬と神葬祭

岩倉具視の国葬は以下の次第で執り行われた。

- ・ 帰幽奏上式（七月二十一日午後三時）
- ・ 霊移式、安定式、戒諭式（二十二日午後一時）
- ・ 霊前祭（二十三日午前九時。二十四日）
- ・ 地鎮祭（二十四日早朝）
- ・ 発葬式（二十五日午前六時）
- ・ 葬場式（同日午前十時）
- ・ 埋葬式（同日）
- ・ 清祓式（同日午前十時）
- ・ 家祭式（同日午後五時）
- ・ 霊殿式（二十六日午前七時）
- ・ 墓前式（同日午前十一時）
- ・ 以降、十日祭、二十日祭、三十日祭、四十日祭、五十日祭と続く

岩倉の国葬の葬儀形式を大久保のものと比較したとき、特筆される点として遷霊の前に「帰幽奏上式」という行事がおこなわれる点が挙げられる。この帰幽奏上式について、祭式主意には「幽冥主宰ノ太神ニ帰幽ノ旨ヲ奏シ死者ノ冥福ヲ祈仰スル式ニシテ葬祭ヲ行フニ最モ大切ナル祭事ナリ故ニ霊移祭ノ前大社教東京分祠ニ於テ執行シ親戚参拝スル者トス⁽²⁸⁾」と説明されている。この説明をみると、帰幽奏上式とは、「霊移祭」の前に「大社教東京分祠」において執行し、「幽冥主宰ノ太神」に「帰幽ノ旨」と「死者ノ冥福」を祈願する「最モ大切ナル祭事」である。ここには「幽冥主宰ノ太神」を大國主神と同視し、その加護を仰ぐという教えが表れている。すでに先行研究においても、千

家尊福に先駆けて、本居宣長に学んだ千家俊信が宣長の顕幽分任論を独自に発展させて大国主神の幽冥主宰神としての性格を再解釈したこと、また宣長の靈魂観を展開・深化させた平田篤胤の学問（『靈能真柱』）を千家尊福が受容していたことが指摘されている。⁽²⁹⁾「帰幽奏上式」という大社独自の神葬祭の儀礼が構築された背景にはこういった学問的土壌があったのである。

ここで、この「帰幽奏上式」という儀式を中心に、明治前期の出雲大社における神葬祭の様子を伺いたい。大宮司（のちに宮司）の千家尊福は明治五年四月二十八日に教導職権少教正、さらに同年六月十二日には大教正として神道教導職を統率する立場となり、国民への神道布教（大教宣布運動）に邁進することとなる。その中で既存の出雲講や甲子講といった講組織をもとに、明治六年一月に出雲大社敬神講を結成して神徳発揚の体制を整備し、出雲大社境内に祖霊社を設けている。千家自ら説教にも取り組むなか、敬神講の組織を一層拡張すべく、六年八月には出雲大社教会の設立を教部省に申請する。九月二十四日に認可を得た「出雲大社教会条例」の第八条には「葬祭ハ葬祭略式ニ照準シ行フヘシ 但寺院ニ請フヲ望ム者ハ其意ニ任スヘシ」とあり、この時点では神葬祭式は『葬祭略式』を基準にするとして、「帰幽奏上式」についての記載はない。

しかしながらその後、明治九年五月十七日に稟准された大社教本院「出雲大社教会規約」の中の葬儀関係規定である第八章には以下のようにある。⁽³¹⁾

喪儀ハ 慎 終 追 遠 の 大 礼 に して 人 生 悲 歎 の 極 な れ ば 其 礼 を 厚 く して 遺 憾 な か ら し む る を 要 と す 故 に
 帰 幽 奏 上 式 を 行 ひ 幽 冥 の 神 護 を 仰 ぎ て 靈 魂 を 安 定 し 葬 祭 （ 本 院 定 式 ） を 執 行 す べ し 尤 本 院 及 各 地 分 支 院
 に ハ 葬 具 一 切 備 置 き 厘 毛 の 餘 資 な き も の と 雖 其 哀 情 を 申 し む べ し

ここで幽冥の神護を仰いで靈魂を安定させるための儀式として「帰幽奏上式」を執り行うべきとされていることが確認できる。この明治六年から九年の間には、大教宣布運動を展開する過程で、大教院が解体され、神道教導職は新たに設置した神道事務局を拠点に教化活動を再編成した時期に当たる。すでに中島三千男氏が指摘するように、神道教導職による大教宣布運動においては、それぞれの神社が有する講社や教会に民衆を一層集めるために、教導の指標とされた三条教則の範囲に留まらず、現世利益的側面（金銭的相互扶助など）や死後の靈魂の安楽といった個人的な祈願の成就を前面に押し出す傾向がみられていた。そのなか出雲大社教会においても「大国主大神ハ邪神を掃蕩し乱暴を揆平し大に国土を経営して人民蕃育の道を開き給ひ幽事の大王宰となりて出雲大社に鎮坐し皇基を守衛し万民を愛護し給へば人として生前死後大神の恩頼を蒙らざるは無し」と、出雲大社の祭神である大国主神を「幽事の大王宰」とすると理解し、生前も死後もその恩頼に預かるとの死生観を立てたため、他の講社・教会よりも葬祭の儀式を特に重視していたのであった。このような民衆の組織化を意識した教化活動の過程で、明治六年段階では『葬祭略式』を基準にする形であったものが変化し、「帰幽奏上式」という儀礼が出雲大社独自の葬祭式として前景化するようになったものと思われる。⁽³¹⁾

そして、この「帰幽奏上式」については明治十四年十二月に刊行された出雲大社流の葬祭の儀式書である『葬祭式』（上巻Ⅱ祭式部・下巻Ⅱ祭文部、土屋清城・長谷川静義編纂）にも明記され、出雲大社の葬祭式として正式に採用されている。出雲大社禰宜で権大講義の平岡可美が書いた明治十四年六月付の序文には、「葬祭ハ人終ノ大礼ニシテ追敬ノ祭典」で「死者ノ靈魂ヲシテ生前ノ罪過妄念ヲ祓除シ幽冥ノ神寵ヲ蒙ラシメテ其位ヲ得セシムルニ在リ故ニ之ヲ祭ルヤ必先幽冥大神及産土神ニ奏上シテ神護ヲ祈ルニアラサレハ焉ソ能ク靈魂ヲ鎮安シテ遺憾ナキヲ得ン然ルニ曩ニ行ハル、諸書ハ幽冥ノ神護ヲ祈請スヘキ要務ヲ欠キ而シテ其靈魂ヲ鎮安セントスルハ是葬祭ノ要スル所ヲ詳ニセス所

謂本末ヲ誤リ順序ヲ失フ者ト云フヘシ」とある。本文中には「帰幽ノ旨ヲ本社ニ通達シ幽冥大神及産土神ヲ祭祀シ帰幽奏上式ヲ行ヒテ幽冥ノ救護ヲ仰クヘシ」などの記述もみられ、幽冥大神および産土神に帰幽の旨を奏上して神護を祈ることを「最大切ナル祭事」としている。

序文には他にも、「葬祭ノ書多シト雖トモ各得失アリテ全ク其本義ヲ盡セルハ猶甚稀ナリ」、「此書ハ千家大教正ノ家ニ伝ル古儀ニ因テ編成スル者ニシテ主トシテ葬祭ノ本義ヲ明ニシ祭式ノ順序ヲ正シクス現今出雲大社ニ於テ行ハル、所即是ナリ今ヤ出雲教会四方ニ拡張シ遠近ノ信者神祭ニ復スル者多ク式書ヲ請フ者亦日一日ヨリ増加ス是ニ於テ謄寫ノ煩ヲ省カンコトヲ慮リ印刷シテ普ク其請求ニ応セントス」との記述がみえ、同書が祭神論争（神道事務局神殿の主宰神をめぐる論争）の勅裁を受けた後、出雲大社固有の神葬祭について、その式法を明確化し他派の葬祭式との差別化を図るために刊行されたものと理解できる。³⁶ 神葬祭の普及活動、さらに祭神論争を経たのち、明治六年段階では『葬祭略式』を基準に葬儀を行っていたものが、「帰幽奏上式」という出雲大社独自の象徴的儀式が前景化し、葬祭式の中心的な儀礼として祭式書にも明記されるようになったとみられる。岩倉具視の国葬では、この「帰幽奏上式」が「最も大切ナル祭事」とされたことから分かるように、出雲大社流の形式に則って斎行されたのである。

ちなみに岩倉の国葬執行に際しては、葬儀・服喪などについて定めた「国喪内規」が宮内省によって作成されている。³⁶ その第十八条には「新喪ノ祭祀ハ左ノ如シ」として、「神霊移 棺斂前之ヲ行フ」「棺前祭 出棺前之ヲ行フ」「出棺後霊前祭」「葬場祭」「葬式翌日祭」「十日祭」「二十日祭」「三十日祭」「四十日祭」「五十日祭」「百日祭」「一周年祭」と葬祭式について定めている。しかしながら実際に営まれた岩倉の国葬においてはこの「国喪内規」には定めのない「帰幽奏上式」が「最も大切ナル祭事」として執り行われたのであり、一方で「国喪内規」には記されていた「出棺後霊前祭」や「葬式翌日祭」などは行われていない。この「国喪内規」との比較をもつてみても、岩倉の国葬の

葬祭式はあくまで斎主の千家尊福に一任され、出雲大社流の形式に則つて斎行されたものと理解できるのである。

おわりに

本稿では、岩倉具視の国葬について、前史と位置づけられる大久保利通の准国葬や同時代の神葬祭と比較することで、その特徴を抽出してきた。その結果、岩倉の国葬においては大久保の准国葬には見られなかった「帰幽奏上式」という出雲大社独自の儀式が「最も大切ナル祭事」として葬祭の中核となつていたとの特徴が見出された。この儀式は、明治初年の神葬祭奨励政策のなかで大社教の前身である出雲大社教会が神葬祭の普及に努め、また祭神論争という伊勢派と出雲派との神学論争を経た結果、出雲大社独自の葬送儀礼として前景化したものと理解でき（その背景には千家俊信以来の幽冥観の学問的深化がある）、明治十四年に出雲大社で出された『葬祭式』では葬儀のなかで最も大切な祭事と位置付けられている。岩倉の国葬においては、この出雲大社流の葬祭式がそのまま採用され、執り行われたのである。その意味で、岩倉の国葬において、国家は葬儀執行組織の設置や、官費支出などの面でこそ主導していたが、葬儀の形式をはじめとする宗教的な側面には介入しておらず、斎主の千家尊福に一任されていたと理解できる。⁽³⁷⁾ここに、明治十六年における国家と宗教の関係性が読み取れるのである。

そして、岩倉以後の国葬、例えば明治二十四年の三条実美の国葬は「帰幽奏上式」をはじめ、岩倉と同じ形式で構成されている。その祭式主意をみると、「帰幽奏上式」について「幽冥主宰ノ大神ニ帰幽ノ旨ヲ奏シ死者ノ冥福ヲ祈請スル式ニシテ葬祭ヲ行フニ最モ大切ナル祭事ナリ故ニ靈移式ノ前大社教東京分祠ニ於テ執行シ親戚参拜スル者トス⁽³⁸⁾」との説明があり、やはり岩倉の場合と同様である。ちなみに、明治二十二年に出された大社教本院編纂の『葬祭式⁽³⁹⁾』でも、明治十四年の『葬祭式』と同様に帰幽奏上式を「最大切ナル祭事ナリ」としており、同儀式を重視

する姿勢に変化はみられない。この三条の国葬と比べる限り、岩倉の国葬の形式はそれ以降の大社教が担う国葬において一つの指標となっていたものと指摘できよう。

註

(1) 宮間純一『国葬の成立―明治国家と「功臣」の死―』（勉誠出版、平成二十七年）、前田修輔「明治後期の皇室喪礼法制化と帝室制度調査局」『日本史研究』第六五九号（二〇一七年）、同「法制下の国葬」『日本歴史』第八四二号（二〇一八年）。宮間氏は大久保と岩倉の葬儀の比較から、国葬の条件として、①葬儀の内容が政府から広く一般に公表されたこと、②天皇の特別の思召し（特旨）を受けた政府の主導によって葬儀の執行組織設置や費用支出が行われたこと、③廃朝・死刑執行停止・東京市中における歌舞音曲の停止が行われたこと、④政府が外国諸国に対して国葬の儀式を行うと明示したことを挙げている。

(2) 大番彩香「神官教導職と神葬祭―『葬祭略式』再考―」『神道史研究』第六十六卷第一号（平成三十年）。

(3) 筆者はこれまで近代国家における国学や神道の位置づけについて、平田派国学者で貴族院議員なども務めた丸山作楽を対象に検討してきた（拙稿「丸山作楽研究序説―『明治日報』を手がかりに―」『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第十二号、平成三十年）。今後は丸山を中心に、政治との関わりを有する国学者・神職に分析対象を広げていくことを考えており、本稿で千家尊福について取り上げるのもその一環である。なお筆者は平成二十六年十二月の神道宗教学会第六十八回学術大会個人発表で「岩倉具視の国葬と神葬祭式」との題で発表し、本稿のもととなる問題提起を行った。その後、宮間氏や前田氏、大番氏の論考など近代の神葬祭や国葬・公葬を扱った研究の蓄積が進んでおり、改めて論文化するに思い至ったものである。

(4) 功臣の葬儀に対する国家の関与を考察する上では、明治四年の広沢真臣の葬儀も重要な事例であり、すでに阪本是丸が広沢の葬儀が「方今の葬儀の規模たるもの」と認識されていたことを取り上げている（阪本「神葬祭の普及と火葬禁止問題」『国家神道形成過程の研究』（岩波書店、平成六年））。広沢の葬儀と翌年に出された『葬祭略式』との比較分析も今後、必要な取り組みと思われる。

- (5) 『明治天皇紀 第四』（吉川弘文館、昭和四十五年）、四百十三頁。勝田孫弥「大久保利通伝」（下巻、臨川書店、昭和四十五年）、七八六頁。
- (6) 本節の内容については、主として国立公文書館「贈石大臣正二位大久保利通送葬略記 乾・坤」『第十類 国葬等に関する文書』（請求番号本館—二A—〇三八—〇五・葬〇〇〇〇〇一一〇〇、葬〇〇〇〇〇二二〇〇）を参照し、別途、参考資料・文献のある場合のみ注記する。
- (7) 前掲『明治天皇紀 第四』、四百八頁。
- (8) 『日枝神社史』（日枝神社御鎮座五百年奉賛会、昭和五十四年）参照。
- (9) 平山については、前掲『日枝神社史』や井上順孝「平山省齋と神道大成教の形成」同『教派神道の形成』（弘文堂、平成三年）を参照。ちなみに神葬祭の執行は幕末以来の地域毎の運動もあって明治元年に神職家内に限り認められることとなった。さらに明治五年に神職家に限らず神葬祭執行が認められたこと、七年に神官・僧侶以外の教導職にも葬儀執行が認められたことで、神官教導職は神葬祭にそれまで以上に関与していくこととなる（前掲、阪本「神葬祭の普及と火葬禁止問題」、大番「神官教導職と神葬祭」）。
- (10) 前掲、井上『教派神道の形成』、三百十六頁。
- (11) 前掲、宮間『国葬の成立』、百二頁。
- (12) 近藤啓吾「儒葬と神葬」（国書刊行会、平成二年）所収のものを参照した。
- (13) 遠藤潤「近世・近代神葬祭運動の諸相」日本仏教研究会編『日本の仏教 四 近世・近代と佛教』（法蔵館、一九九五年）、阪本是丸「近代の神葬祭の歴史と墓地の問題」礼典研究会編『神葬祭総合大事典』（雄山閣出版、平成十二年）など参照。
- (14) 前掲、大番「神官教導職と神葬祭」参照。
- (15) 國學院大學日本文化研究所編『神葬祭資料集成』（ベリかん社、一九九五年）所収のものを参照。
- (16) 岩倉の国葬については、国立公文書館「岩倉贈太政大臣薨去一件 一〇五」『第十類 国葬等に関する文書』（請求番号本館—二A—〇三八—〇五・葬〇〇〇〇〇三一〇〇、葬〇〇〇〇〇四一〇〇、葬〇〇〇〇〇五一〇〇、葬〇〇〇〇〇六一〇〇、葬〇〇〇〇七二〇〇）を主に参照し、別に参考資料・文献のある場合には注記する。
- (17) 『明治天皇紀 第六』（吉川弘文館、昭和四十六年）、九十頁。

- (18) 葬儀御用掛には、杉孫七郎(宮内大輔)、香川敬三(宮内少輔)、作間一介(内閣大書記官)、金井之恭(同)、股野琢(太政官大書記官)、堤正誼(宮内大書記官)、丸岡莞爾(式部権頭)、長田銈太郎(宮内権大書記官)、三宮義胤(外務少書記官)、小西有勲(四等掌典)、川村正平(太政官御用掛)などの人物が任命された(国立公文書館「宮内大輔杉孫七郎等葬儀御用掛被命ノ件」『国葬等に関する文書』参照)。
- (19) 『読売新聞』千二百五十八号(明治十二年三月三十日付)、『東京日日新聞』三千四百八十三号(明治十六年七月二十一日付)、『読売新聞』二千五百五十一号(明治十六年七月二十二日付)参照。
- (20) 「元従五位全孝男北島修孝澄男千家尊福華族二列セラレタルヲ以テ改テ従五位ニ叙ス」国立公文書館『太政類典』(請求番号本館一二A一〇〇八一〇〇・太〇〇八六四一〇〇)参照。出雲国造家が神代以来の特別の家と天皇・朝廷より認められていたことは、寛文七年に第六十八代国造尊光が靈元天皇より「永官宣」という「永く職を掌どり国家の安穩を祈れ」との勅語を受けたことから分かる(千家尊宣『神道出雲百話―皇室をめぐる日本の心―』日本教文社、昭和四十三年参照)。
- (21) 千家尊福の経歴や事蹟は『千家尊福公』(出雲大社教学文化研究室、平成六年)を、大社教については千家尊福『出雲大神』(大社教本院、大正二年)と藤井貞文『出雲大社教成立の過程―神官・教導職分離を中心として―』神道学会『出雲学論攷』(出雲大社、昭和五十二年)を参照。
- (22) 参考までに、明治十六年七月時点の教派神道管長について、その出自などを確認すると、神道修成派の新田邦光(徳島藩士。無位で明治二十四年に特旨従五位に叙す)、神宮派の田中頼庸(鹿児島藩士)、扶桑派の宍野半(薩摩国郷士。無位)、実行派の柴田花守(小城藩士。無位)、神習派の芳村正乘(津山藩士。正七位(時期未詳)、大成派と御嶽派の平山省齋(三春藩士で幕臣の平山家に入る。従六位)であり、千家が他の管長に比べ高位の存在であったことが分かる。
- (23) 藤井貞文『千家尊福公の事績』『神道学 出雲復刊』第五十七号(昭和四十三年)を参照。なお千家尊宣(尊福の甥で出雲大社教四代目管長)によれば千家尊福は明治天皇の内親王お二方の葬儀の奉仕を天皇から命じられたという。大社教が神葬を扱っていることが皇室においても認知されていたことが窺える(前掲千家『神道出雲百話』)。
- ここで岩倉の国葬で千家や本居といった大社教関係者が齋主に選ばれたことを皮切りに、以後の国葬でも大社教の関係者が齋主となることが多々あり、三条実美(齋主・本居豊顕)、有栖川宮熾仁親王・北白川能久親王・毛利元徳(いずれも齋主は二代目管長千家尊愛)、伊藤博文・大山巖・松方正義(いずれも齋主は副管長の千家尊弘)と続く。国立公文書館『第十類 国

葬等に関する文書』から、明治以来の特旨国葬の事例を確認していくと、人選が問題となったことが何度かある。有名なのは、昭和九年の東郷平八郎の国葬で、官幣大社明治神宮宮司の有馬良橋が葬儀委員長に就任したことが、明治十五年一月二十四日に出された内務省達「神官教導職分離・葬儀不関与」に抵触するのではないかと論議を呼んでいる（藤田大誠「近代神職の葬儀関与をめぐる論議と仏式公葬批判」『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』八号、平成二十六年）。同法令に抵触するかは、大正十一年の山縣有朋の国葬の際にも問題になっており、全国神職会の会報『皇国』第二百八十号（大正十一年三月一日、「閑話休題」欄）には、「山縣公の国葬の斎主は賀茂宮司のする所であつたが例の宮司は葬儀に與るなといふ御規則で遠慮されたのださうだ」と記されており、当時、別格官幣社靖国神社宮司であつた賀茂百樹が斎主の就任を避けたという。

本稿で対象とした明治十一年の大久保の准国葬に際しては、官幣大社氷川神社の宮司を兼務していた平山省齋が祭主となつてゐるが、十六年の岩倉の国葬では、教派神道の教師である千家が斎主に、東京府社の祠官である本居豊顛が副斎主に選ばれている。明治十五年一月の内務省達が当時の社会に与えた影響については阪本是丸「明治宗教行政史の一考察」（近世・近代神道論考）弘文堂、平成十九年）などに詳しいが、この内務省達は国葬にも影響を及ぼし、岩倉以後の国葬において官社の神職は人選の対象外とされ、教派神道教師や民社神職が選ばれるようになったものと指摘できよう。

(24) 鈴木淳「本居豊顛伝」國學院大學日本文化研究所「維新前後に於ける国学の諸問題」（昭和五十八年）参照。

(25) 祭神論争における本居の動向は、藤井貞文「明治国学発生の研究」（吉川弘文館、昭和五十二年）を参照。

(26) 「朝日新聞」千六百二十九号（明治十七年七月二十五日付）。

(27) 「明治日報」六百二十号（明治十六年七月二十四日付）。なお同号雑報欄に収められた「府民従葬」からは東京府民の間で、岩倉の生前の高恩に謝するべく葬送に参列することが提案され、町単位で有志代表者を出すことが呼びかけられていたことが知られる。所収の「各町へ通知の趣旨」には「王政一新の大業を始め我々人民に安寧を与へらる、国家の忠臣へ対し之れを敬礼するは前後同一義なれば是れ実に我々人民の当に尽すべき義務と存候」とあり、岩倉に対する国民感情の一端が窺い知れる。

(28) 「岩倉贈太政大臣薨去一件 三」『国葬等に関する文書』参照。

(29) 森田康之助「出雲国造家の伝統と学問」前掲「出雲学論攷」、大社町史編集委員会編『大社町史』中巻（平成二十年）参照。

(30) 國學院大學日本文化研究所編『社寺取調類纂（神道・教化篇）』（平成二年）所収の条例を参照。明治七年七月に改正された教会条例でも葬祭を『葬祭略式』を基準にする点に変化はみられない（前掲『社寺取調類纂』参照）。

- (31) 「出雲大社教会規約」(千葉県立中央図書館所蔵本参照、五丁ウ)。なお引用箇所最後の部分には但し書きとして「但社中事故ありて猶仏葬を営むものと雖毫も隔意なく信切に世話すべし」とあり、仏葬を行うものへの協力を勧めている。
- (32) 中島三千男「大教宣布運動と祭神論争―国家神道体制の確立と近代天皇制国家の支配イデオロギー―」『日本史研究』第一二六号(一九七二年)参照。
- (33) 前掲「出雲大社教会規約」所収の「教会神徳大意」。
- (34) 出雲大社教会の巡教については前掲『千家尊福公』に詳しく、例えば明治十二年の岡山県下巡教には千家尊福自ら説教を行い、結果、作州西々條郡の七箇村がごとく講社に入り、神葬祭に改めたという。なお、近世から明治初年の出雲大社における神葬祭の様子については平井直房『出雲国造火継ぎ神事の研究』(大明堂、平成元年)に詳しい。平井は明治十二年に出来た『葬祭式原本』に、明治初年と比べ、死者のために大国主神の加護を仰ぐという平田国学に触発された信仰が窺え、祭式も祭詞も懇切・哀悼・荘重の度が加えられていると分析しているが、筆者としては、この「帰幽奏上式」もそのような変化の一環と捉えたい。
- (35) 祭神論争における千家尊福の大国主神表名合祀論の集大成と評されている(前掲藤井『明治国学発生史の研究』)明治十三年十二月の教信徒への示諭においては、『日本書紀』に伝えられる高皇産靈尊から大己貴神(大国主神)への勅に基づいた顕幽分任論の立場から大国主神を幽冥主宰の神と捉え、「靈魂ハ其恩徳ニ因テ救済セラル、者ナレハ、此土ニ生息スル者ニシテ 大国主大神ヲ信奉崇敬スヘキハ、猶国民ノ 皇上ヲ奉戴スルト異ナルノ理アラシヤ」と唱えている。祭神論争について教説の点から分析した武田幸也氏は、論争を通じて千家尊福がそれまで以上に大国主神への信仰の重要性を説くようになったとの変化を見出している(武田「祭神論争における伊勢と出雲―近代の神宮と教化活動」弘文堂、平成三十年)。こうした千家の教説の変化も葬祭式に影響を与えているだろう。
- なお、「出雲派」に対して、「伊勢派」でも祭神論争を機に神葬祭の祭式書を刊行している。それが、神宮司序東京出張所によって明治十三年八月に出された『葬祭式』(芳村正兼ほか編 國學院大學河野文庫本を参照)で、同書では「帰天」という言葉が多用されており、「出雲派」で「帰幽」との語が頻出するのに対応している。山作良之氏は、「帰幽」を「出雲派」、「帰天」を「伊勢派」が使用していたことについて、祭神論争終結後も葬祭式の中で両派の対立は続いていたと指摘している(山作良之「神葬祭式に見られる「帰幽」の意味と、その移り変わりについて」『神道宗教』一九〇号(平成十五年、第五十六回学術大会紀

要号の発表要旨）参照。

- (36) 「岩倉具視右大臣辞表及び国葬関係書類」国立公文書館『諸雑公文書』（請求番号本館―二A―〇三七―〇〇・雑〇〇九四〇―〇〇）。
- (37) 岩倉具視の国葬終了後、七月二十八日には「祭事ニ関スル一切ノ書類ハ齋主ヨリ差出ス」（国立公文書館「岩倉贈太政大臣薨去一件 五」『国葬等に関する文書』参照）とあることから祭事に関する諸事は齋主の千家が担当したことが窺い知れる。なお岩倉の国葬では遺族に追祭の心得を示す「戒論文」が奏上されているが、これも大社教独自の葬祭式であると指摘されている（松長直道「千家尊福」『神社新報』第三四二九号、平成三十一年一月一日付）。
- (38) 「三条内大臣葬儀書類 内大臣正一位公爵三条実美公葬儀録 二」国立公文書館『国葬等に関する文書』（請求番号本館―二A―〇三八―〇五・葬〇〇〇三〇一〇〇）参照。
- (39) 大社教本院編『葬祭式』（明治二十二年）参照。